

(写)

教 健 体 第 1 0 4 5 号
令和4年(2022年)1月12日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

長期休業明けの学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております。心から感謝申し上げます。

今年に入り、全国的にオミクロン株の影響と思われる感染拡大がみられる状況にありますが、国においては、変異株であっても、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用や手洗い、気象上可能な限り、常時換気などの徹底を推奨していることから、長期休業明けも学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続し、子ども一人一人の学びを保障していくことが重要です。

また、道は、全道域でワクチン接種の有無に関わらず、オミクロン株の感染拡大により、感染に不安を感じる無症状の道民を対象に、1月8日(土)から2月7日(月)までPCR等検査を無料にしたところです。

ついでには、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るほか、「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和3年(2021年)10月29日付け教健体第794号通知)に基づき、別添の「『感染症対策強化』のポイント」を活用するなどして、感染症対策に万全を期すとともに、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

なお、感染症対策の徹底に当たっては、特に次の点に留意願います。

記

- 1 児童生徒等が感染不安でPCR等検査の受検を希望する場合は、道の「PCR等検査無料化事業」を活用して無料で受検することができるので、児童生徒等及び保護者に周知すること。なお、道では道外・オミクロン株感染拡大地域に行っていたり、周囲に感染者が確認されたが、濃厚接触者からは外れたりした行動歴等があるなど、不安な場合は、受検するよう要請していること、また、道外等へ行く前であっても、日常生活において感染不安がある場合も受検可能であることから、特に次の(1)～(5)の場合で、児童生徒等が受検を希望する場合は、受検しやすい環境づくりに配慮すること。

- (1) 部活動の全道・全国の大会・コンクールに出場する場合
- (2) 集団宿泊的行事(修学旅行等)に参加する場合(管外へ旅行の場合)
- (3) 医療機関、介護施設等の学校外で実習を行う場合
- (4) 就職試験、入学試験等の進路決定に関わる試験等を受ける場合(管外で受験等の場合)
- (5) 上記1～4のほか受入先や主催者等からPCR等検査の受検を求められている場合

・PCR等検査無料化事業について

【URL】https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/kensa_muryouka.html



- 2 発熱の有無にかかわらず風邪症状等がみられる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。
- 3 これまで児童生徒又は同居の家族に症状等があつて、単なる風邪と判断して登校し、校内で感染が広がった事例があつたことから、同居の家族に風邪症状等がある場合は、登校を慎重に判断するよう促し、これまで同様、保護者から感染が不安などで休ませたいと相談があつた児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能であること。なお、改めて「保護者の皆様へ（2021.10.29 Ver.9）」リーフレットを保護者に配布するなどして周知すること（「衛生管理マニュアル」50～51ページ参照）。
また、衛生管理マニュアルの行動基準が「レベル2」に移行した場合、「同居する家族に風邪症状等がある場合」は感染症による出席停止になること。
- 4 新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やその家族への偏見・差別や、SNSによる誹謗中傷等が起こらないよう、日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。
- 5 高等学校等においては、全ての生徒が主体的に感染予防しながら、安全・安心な活動を行う大切さを共有できるよう、「さあチェック（SA-Check(セーフティ&アクションチェック))の活用について」（令和3年(2021年)10月13日付け教健体第718号通知）を活用すること。
- 6 臨時休業等の扱いについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」（令和3年(2021年)9月6日付け教健体第585号通知）に基づき、適切に対応すること。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課

「感染症対策強化」のポイント

手指消毒

手指消毒薬はたっぷりつけて、乾くまでこすり合わせる



- ★ 児童生徒や教職員の動線を考えて手指消毒薬を設置し、習慣化
- ★ 詰め替えた日時を記録し、使用量から実際に使用している状況を確認
- ★ 多くの人に触れるもの・場所に手指消毒薬を設置し、使用者が使用後に手指消毒を徹底



3密の回避



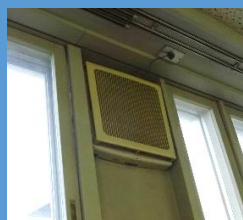
- ★ 集団感染のリスクが高い更衣室は、別部屋を設けるなどして分散
- ★ 「着替えはすみやかに」「会話をしない」などのポスターを更衣室内に掲示
- ★ 集団感染のリスクが高い食事をする場所では、間隔を空けて一方向を向いて黙食(会話は食べ終わってからマスクをつけて)

換気

★教室などを使用するときは常時換気

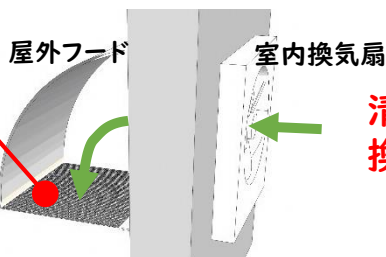
★CO₂濃度計があれば濃度をチェックし、窓の開け幅や換気量を調整

換気装置のある教室



窓設置の換気扇

屋外フード内の防虫網がほこりで詰まっているかも



清掃して正常な換気量を確保



天井設置の換気扇



ドアのガラリ

※ドアのガラリがある場合は、ドアやらん間を開ける必要はない



天井設置の熱交換換気

※ドアやらん間を開ける必要はない。



✗ 換気扇ではない

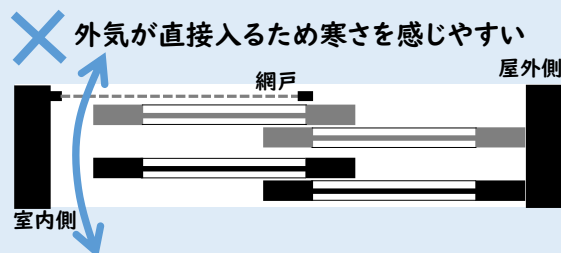
エアコン

※通常、エアコンが設置されていれば、別に換気扇が設置されている

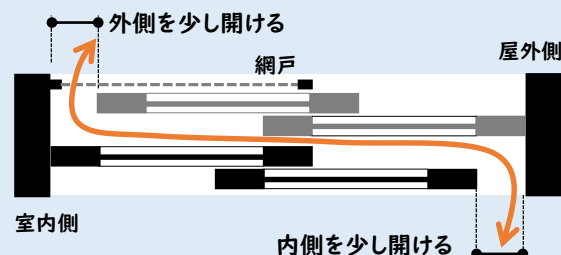
換気装置のない教室

必要以上の室温の低下を防ぐため・・・

- ① 二重窓の場合、外側と内側を互い違いに開ける。同時に廊下側のドアを窓の開けている面積の4倍くらいを目安に開ける。



○ 外気を窓の間で少し加温するためやや寒さを緩和できる



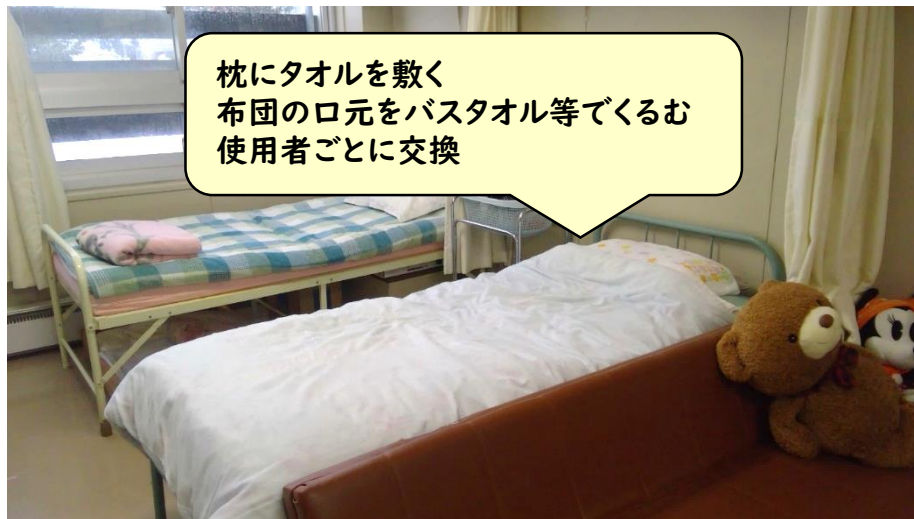
- ② 教室に入る冷たい空気は下に落ちるので、ストーブの上の窓を開けて空気を暖める



※ 詳細については、今後、北海道立総合研究機構北方建築総合研究所の検証結果を踏まえた資料を発出予定

症状がある児童生徒への対応

- ★ 可能な限り、症状がある児童生徒等は、保健室以外の場所で休養
- ★ 枕と布団の口元の部分はタオル等を使用し、使用者ごとに交換
- ★ 症状がある児童生徒等と接するときは、フェイスシールド等を着用
(必要に応じて児童生徒等及び保護者に事前説明を行う)



自分自身を守る
ために
接する児童生徒
等を守るために



感染症対策に「特別」はありません 「基本」をしっかり行うことが大事です

- ★ 手洗いの効果はとて高い
ハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと、ウイルス量が1/10,000に！
- ★ マスクは不織布が効果が高い、マスクなしで会話はしない
マスクを外しているときに、「話をしない」意識を定着。
- ★ 「症状がある場合は登校しない」ことを徹底
軽い症状でも、「症状がある」と言いやすい雰囲気づくりが重要。

